

第3章 初動期の応急活動

第1節 消火・救助・救急対策

《基本的な考え方》

地震発生時における消防活動は、災害の規模及び態様、さらに発生件数に応じて、効率的な消防力の運用により人命の安全確保と被害の軽減、二次災害の防止を図ることなどを活動の主眼とする。

消火活動のほか、生き埋めによる救助、負傷者に対する応急手当など限られた消防力を火災・救助・救急などに分散対応せざるを得ず、消防職・団員及び機械器具等を最大限活用し、効率的な消防活動に努める。

なお、この計画における消防部の役割については、概略的な活動を記述したもので、細部にわたる活動は「豊中市消防計画」(以下「消防計画」という。)に委ねる。

《対策の体系》

消火・救助・救急対策

- 1 震災配備体制の確立
- 2 消防活動方針の決定
- 3 情報収集活動
- 4 消防広報活動
- 5 消火活動
- 6 救助活動
- 7 救急活動
- 8 消防広域応援の要請等
- 9 消防団の活動

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
消防部指揮班	1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 消防活動方針の決定に関すること 3 非常警備体制に関すること 4 消防広域応援に関すること
消防部総務班	1 消防活動に必要な資機材の調達に関すること 2 防災関係機関との連絡調整に関すること 3 消防職・団員の公務災害に関すること 4 消防部長の指示、命令の伝達に関すること
消防部通信班	1 消防通信に関すること 2 応援協定に基づく応援部隊の無線誘導に関すること 3 災害概要等集約情報の管理に関すること。
消防部調査班	1 消防広報活動に関すること 2 被害状況調査及び災害情報の収集に関すること
消防部北大隊 南大隊 (消防団)	1 消火・救助・救急活動に関すること。 2 火災警戒区域・消防警戒区域の設定に関すること。 3 災害現場広報に関すること。
工作部下水対策班 土木対策班	1 災害初期の救出業務に関すること

《対策の展開》

1 震災配備体制の確立

消防部は、平常時から災害対応体制に基づき災害業務に従事しているが、地震発生時には非常事態に備え警防本部を設置するなど、全組織を挙げて速やかに震災配備体制を確立し、活動を開始する。

(1) 配備体制の発令

ア 市域又は周辺都市で震度5弱以上の地震が発生したとき。

イ 震度4以下の地震で消防長が必要と認めたとき。

(2) 職員の参集

ア 参集先は所属の勤務場所とする。ただし、あらかじめ指定されている場合は指定場所に参集する。

イ 交通状況等を考慮し、徒歩・自転車など最も合理的な方法での参集に努める。

ウ 参集途上、震災に遭遇した場合は、必要最小限度の活動を行う。

(3) 消防部隊の編成

初動期においては、災害の規模及び被害の状況、火災の発生状況等により必要最小限

度の人員で一隊でも多くの部隊が必要とされ、また、状況に応じて柔軟な部隊編成が求められるため、「消防計画」に基づき部隊の編成を行う。

(4) 通信手段の確保

ア 通信ラインの確保

震災時には、災害の多発による通信の輻輳が予測され、また施設の被害による通信機能の低下も予測されるので通信ラインの確保に努める。

イ 「119番分散受信体制」への切替え

指令管制室での119番通報が受信不能になった場合は、「119番分散受信体制」へ移行し、消防署・出張所において受信体制を確保する。

ウ 通信統制

震災時の通信の効率性を確保するために、必要により定めるところの通信統制を行う。

(5) 資機材の確保

震災時の消防活動において、消防部が保有している資機材だけでは、十分な対応ができない場合は、自ら又は動員物資補給部物資等調達班を通じて重機類などの迅速な調達に努める。

2 消防活動方針の決定

消防部長は、災害の規模及び被害の状況等により、速やかに消防活動方針を決定し、本部長に報告するとともに、市民の安全確保を目的とした消防活動を展開する。

3 情報収集活動

地震発生直後において、消防部が災害応急対策活動を実施するにあたり、消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動期の情報をいち早く収集するかにかかっている。しかし、初期の段階においては、防災関連情報の空白化が予測されることから、多様な手段を利用した迅速・的確な情報収集体制を確立する。

「第2章第1節 災害情報の収集・伝達」に定めるほか、消防部の情報収集活動は次のとおりとする。

(1) 参集途上の情報収集

参集者は、参集途上の道路状況、被害状況など消防活動に影響を及ぼす重要な情報の収集に努めるとともに、参集後直ちに知り得た情報を整理して所属班長等に報告する。

(2) 通信施設による情報収集

通信班は、119番災害通報、携帯電話及び消防無線など通信施設を利用した情報の収集に努める。

(3) 消防団員からの情報収集

総務班は消防団本部と連携して、団員の参集状況、分団区域内の被害状況、分団の活

動状況などの情報を収集し整理する。

(4) 災害現場からの情報収集

北・南大隊は、災害現場において自治会、自主防災組織など応援協力団体や先着している防災関係機関からの情報を収集し指揮班へ報告する。

(5) 情報の伝達

指揮班は、あらゆる情報媒体を活用して収集した情報の整理・分析を行い効率的な部隊運用を行うとともに、総括部情報班へ報告する。

4 消防広報活動

119番災害通報と並行して、住民や報道機関からの被害情報、安否情報、生活情報等の問い合わせの殺到が予測されるが、消防部で把握した災害状況、消防活動状況については、消防調査班及び北・南大隊が一体となって迅速に広報する。

「第2章第3節 災害広報・広聴対策」に定めるほか、消防部の広報活動は次のとおりとする。

(1) 出火防止の広報

延焼危険の高い地域、避難所周辺の道路等を優先して、出火防止及び初期消火について広報する。

(2) 災害状況の広報

被害の大きな地域等を優先して、火災発生状況、地震の被害状況、消防隊の活動状況など地震に関する広報を行い住民の動揺を防止する。

(3) 警戒区域の広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために火災警戒区域又は消防警戒区域を設定したときは、区域内からの退去又は出入りの禁止若しくは制限等を広報する。

(4) 避難勧告・指示の広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民に危険が切迫し、緊急に避難させる必要が生じたときに、本部長から発令される避難勧告・指示に基づき、総括部長から要請があったときは、総括部広報班と連携し要援護者の安全確保と併せて、避難場所から遠い住民を優先に広報する。

(5) 広報体制

地震発生と同時に消防広報体制を確立し、消防部総務班及び調査班は総括部広報班との連携のもと報道機関への広報並びに市民への広報等を実施する。

5 消火活動

震災時には、同時に多数の火災、救急・救助事案が発生することから、出場隊は自己隊の責任で対応する決意をもって、最大限の消防力を発揮することに努める。

< 消火活動の原則 >

- ア 震災時に延焼火災が多数発生した場合は、消火活動を優先する。
- イ 火災を初期のうちに鎮圧することが大火災を防ぐ最大の方法であり、早期発見と一挙鎮圧を図る。
- ウ 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全確保を優先に、避難場所や避難路の確保のための活動を行う。
- エ 延焼火災が多発し拡大した場合は、消火可能な区域を優先する。
- オ 同時多発火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域の火災を優先する。
- カ 大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を優先する。
- キ 不特定多数を収容する建築物、地下街等から出火した場合は、人命の救助を優先する。

(1) 部隊の運用

各署の予備車両等については、参集職員及び日勤者により部隊を効率的に運用し、増隊を図る。

(2) 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のための消防機械とともに不可欠なものである。断水等により消火栓を使用できないことを考慮して、できる限り防火水槽やプール等の人工水利と河川、池等の自然水利を活用する。

6 救助活動

震災時には、火災をはじめ建築物の倒壊等により多種多様な救助事案が発生することが予測される。このため、自衛隊、警察等関係機関との協力・連絡体制を確保し救助活動を行う。

< 救助活動の原則 >

- ア 規模が同じ程度の救助事案が火災現場付近とその他の場所に同時に発生した場合は、火災現場付近を優先する。
- イ 同時に複数の救助事案が発生した場合は、原則として、少数の隊員で多数の人命を救助できる事案に主力を注ぐ。
- ウ 高層ビル、地下街等多数の者を収容し、パニック等により多数の人命危険が予測される建築物等を優先する。
- エ 複数の救助事案が発生している場合、二次災害の発生のおそれのあるものを優先する。
- オ 延焼火災が少なく、同時多数の救助事案が発生した場合は、原則として少数の隊員で多数の人命を救助できる事案に主力を注ぎ、効率的な活動を行う

7 救急活動

大震災時には、火災をはじめ建築物の倒壊等により多数の救急事故が発生することが予想される。

一方、医療機関においても医療機器の損壊、ライフラインの機能停止などにより診療機能の低下が予測されるため、医療機関、豊中市医師会等との協力・連絡体制を確保し応急救護所の開設など救急活動を行う。

< 救急活動の原則 >

ア 傷病者が多数発生している災害現場直近には、応急救護所を設置し、救急活動を行う。

イ 救急処置は、救命処置を必要とする重傷者を優先し、その他の軽傷者はできるだけ自主的な処置を行わせる。

ウ 豊中市医師会等が派遣する、医療救護班との連携・協力により救急活動を行う。

エ 多数の傷病者が発生している災害現場では、救命処置の必要な傷病者を優先して搬送するために、傷病程度を選別するためのトリアージタグ（注）を活用した救急活動を行う。

注 トリアージタグとは、災害時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先度を決定することをいい、その際に用いるタグ（識別票）をいう。

オ 受入れ可能な救急医療機関やその他の医療機関の情報を収集し、後方医療機関等へ搬送できる体制を確立する。

カ 遠距離医療機関への救急搬送については、交通渋滞等の道路状況により救急車による搬送が困難となることが予測されることから、ヘリコプターによる搬送を検討する。

8 消防広域応援の要請等

(1) 応援の要請

災害の規模により、現有消防力を結集しても消防力が不足することが見込まれる場合は、隣接市町との消防相互応援協定に基づく応援消防隊及び消防組織法第24条の3に基づく緊急消防援助隊等の応援を受けて任務を遂行する。

(2) 応援要請の手続

ア 隣接市町等への応援要請は、消防部長が必要と認める場合に協定に定める事項を明らかにして行い、応援要請後は速やかに本部長へ報告する。

イ 緊急消防援助隊等の応援要請をする場合は、大阪府知事を経由して国（総務省消防庁長官）に要請する。

(3) 応援要請の体制整備

応援消防隊及び緊急消防援助隊等の活動が効果的に行えるように、消防無線の統制、燃料などの補給体制、受入れ体制等を整備する。

9 消防団の活動

消防団は、地域に密着した消防機関としてその活動が大きく期待されており、震災対策上からも重要な任務を担っている。地震時には、消防本部と連携して区域内的の住民に対して消火・救助・救護等の消防活動にあたる。

(1) 出火防止

地震発生と同時に地域住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

(2) 情報の収集・伝達

災害時の初期活動を行うとともに、携帯無線機や伝令等により、消防活動上必要な情報や被害状況の情報収集・伝達を行う。

(3) 消火活動

分団区域内的の消火活動あるいは避難路の確保などを独自で若しくは、北・南大隊と連携して行う。

(4) 救出・救護

北・南大隊と連携して救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置を行う。

(5) 避難誘導

避難勧告・指示等が出された場合は、地域住民に伝達するとともに消防部との連携を取りながら避難者の安全確保と誘導を行う。

第 2 節 医療救護活動

《基本的な考え方》

災害発生初期は、医療救護要員の確保が最も重要であり、豊中市医師会等の協力を得るなど医療救護要員の確保に努める。また、医療機関、医療救護要員の広域的な活用を図るべく、搬送体制や医療機関の連携体制を確立する。

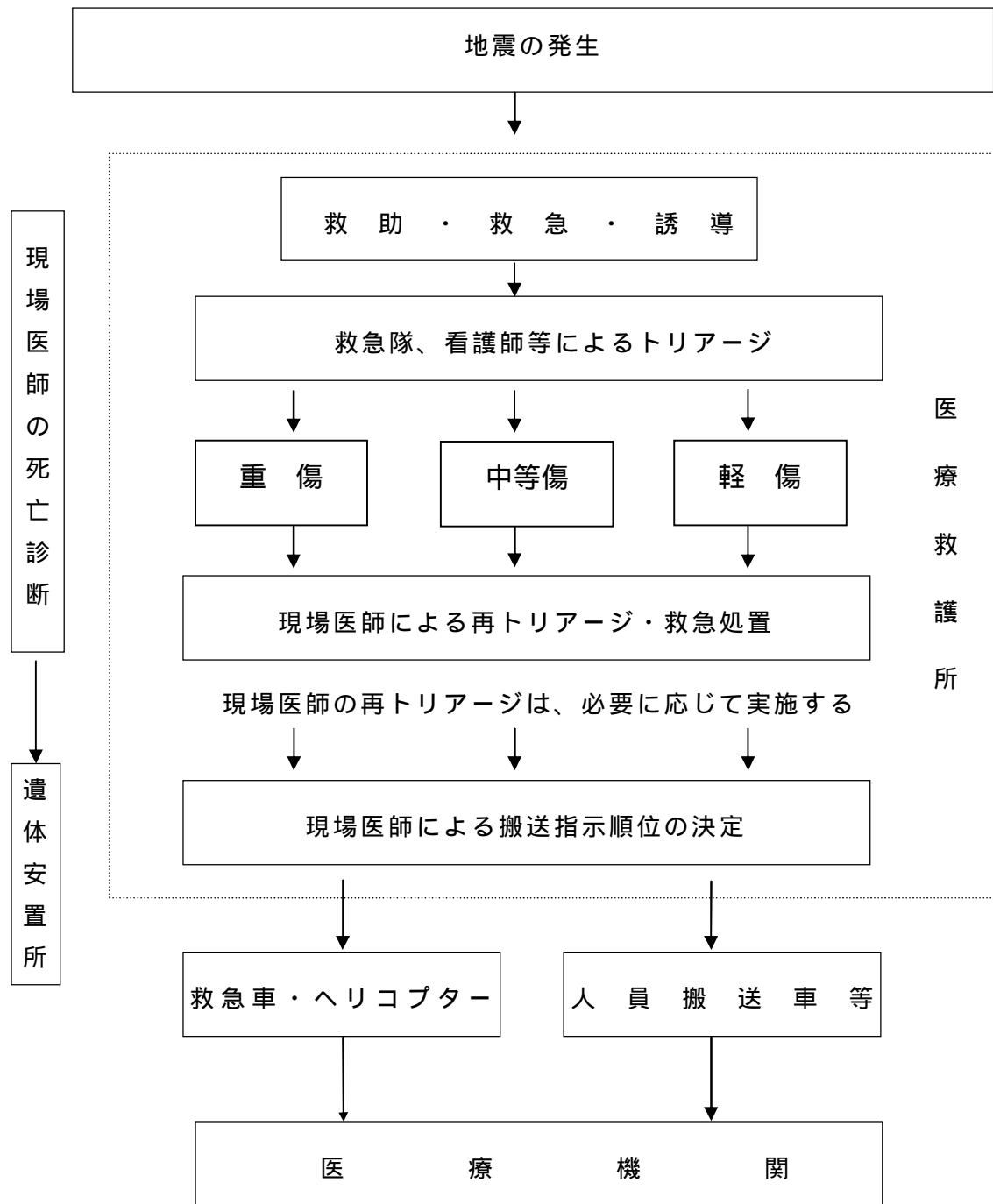
《対策の体系》

医療救護活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療活動体制の確立 2 医療情報の収集 3 救護所の設置 4 医療救護班の体制 5 後方医療機関への搬送 6 後方医療機関 7 医薬品及び資機材の調達・備蓄
--------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
医療本部 (医師会、歯科医師会、薬剤師会 豊中保健所 医療救護部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療本部における医療救護の指揮に関する事 2 救護所の開設に関する事 3 医療救護班の派遣に関する事 4 被災地内での負傷者の医療救護の調整に関する事 5 被災地外への応援要請の決定に関する事 6 医療救護班の編成と医療救護活動に関する事 7 負傷者等の受入れ及び医療救護活動に関する事 8 医薬品・医療資機材の調達・確保に関する事
医療救護部 医務・薬局	<ol style="list-style-type: none"> 1 死体の検案の協力に関する事 2 被災者の健康管理、精神保健活動に関する事 3 被災者の巡回診療に関する事
医療救護部事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域応援要請及び後方医療機関への搬送に関する事 2 市内各病院の被害状況等の把握に関する事 3 医薬品・医療資機材の調達に関する事
医療救護部医療・衛生・救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療情報の収集に関する事 2 被災者の健康管理、精神保健活動に関する事 3 被災者の巡回診療に関する事
災害援護部保険班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関の被害調査に関する事

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 医療活動体制の確立

(1) 医療本部の設置

ア 設置基準

本部長の要請により豊中市医師会、豊中市歯科医師会、豊中市薬剤師会、豊中保健所、豊中市（医療救護部）は、市役所内に医療本部を第2庁舎3階会議室内で組織し活動を開始する。

イ 医療本部の役割

医師会長を本部長とし、被災した市民に対する医療救護活動を総合的に調整する。

(ア) 医療救護所の開設及び医療救護班の派遣に関すること

- (イ) 初期医療体制に関すること
- (ウ) 広域医療体制に関すること
- (エ) 救護班・医療ボランティアの応援要請及び受入れに関すること
- (オ) 保健対策に関すること
- (カ) 傷病者の病状の判断に関すること

2 医療情報の収集

(1) 被災地内における情報収集と連絡

- ア 医療救護部事務局は、市内各病院の被害状況、活動状況等を把握し医療・衛生・救護班に適時連絡する。
- イ 災害援護部保険班は、市内外科系診療所の被害状況、活動状況等を把握し、医療救護部医療・衛生・救護班に適時連絡する。
- ウ 医療本部は、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズ等を把握し、速やかに府へ報告するとともに、市民への情報提供に努める。

(2) 被災地外との情報収集と連絡

医療関係機関と密接な連携のもと、被災地外の医療施設の空床状況等、災害医療情報を迅速かつ的確に把握する。

3 救護所の設置

(1) 医療救護所

医療救護所は下記の2か所に開設する。ただし、災害状況等により医療本部の判断で増減することとする。

- ア 医療救護所を開設後、各医療救護班は医療本部に報告する。
- イ 医療救護班は、医療本部の指示により応急医療活動を行う。

【医療救護所開設予定場所】

地域名	か所数	開設予定場所名
南部地域	1か所	市立保健センター
北部地域	1か所	豊中市医療保健センター

(2) 応急救護所

災害の状況により、負傷者が多数発生している災害現場直近に応急救護所を設置する。

この場合の医療救護班は、市災害医療センター（市立豊中病院）が適宜派遣する。

4 医療救護班の体制

(1) 医療救護班の編成

医療救護所の救護班は、豊中市医師会の応援により編成し、1班あたり、医師2人、保健師又は看護師2人、事務員1人の計5人とし、医師が班長となる。

(2) 医療救護班の派遣要請

市の医療救護班のみでは応急対策が困難な場合は、府及び日本赤十字社大阪府支部に災害医療救護班の派遣を要請する。

(3) 医療救護班の受入れ等

医療本部は、応援医療救護班の受入れを行い、医療救護所及び応急救護所等への配置調整を行う。また、応援医療救護班は、医療本部の指揮のもとで活動する。

5 後方医療機関への搬送

医療本部は、被災地域内において医療を確保することが困難な場合は、府健康福祉部と調整して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。また、救急車が不足する場合は、次の搬送手段によって必要な傷病者の搬送を実施する。

ア 救急告示病院等が保有する搬送車を要請する。

イ ヘリコプター搬送を要請する。

ウ 市、府等の公用車による搬送を検討する。

エ その他関係機関へ要請する。

6 後方医療機関

府地域防災計画により指定された「災害医療協力病院」は、市災害医療センター（市立豊中病院）等と協力し、医療救護所等の後方医療機関として、患者を受入れる。

資料：地震応急 - 16 災害医療センター等一覧表

7 医薬品及び資機材の調達・備蓄

医療本部は、下記の方法で医薬品等の調達・確保を行う。

(1) 医薬品については、市立豊中病院、休日急病診療所の備蓄品により対応するとともに、豊中市薬剤師会及び市内医療機関と連携して調達する。

(2) 不足が生じた場合は、府及び大阪府薬剤師会等に支援を要請し調達に努める。

第3節 応急避難

第1 避難の勧告・指示と誘導

《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険区域における住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難の勧告・指示・誘導等、必要な措置を講ずる。

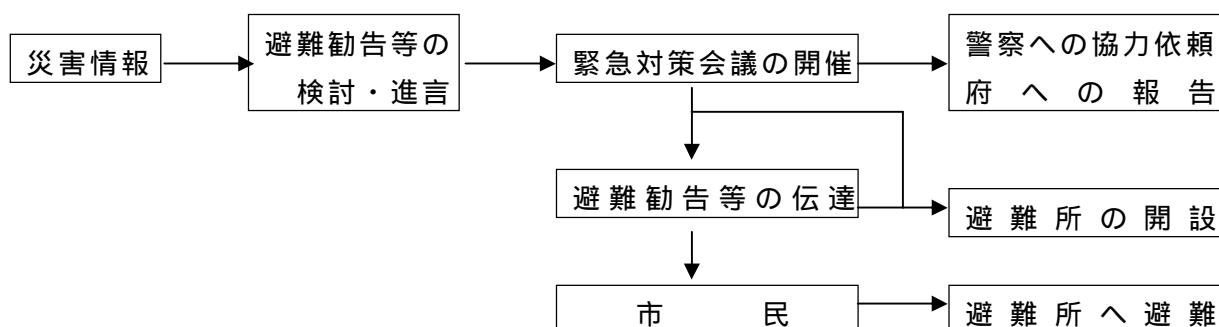
《対策の体系》

避難の勧告・指示と誘導	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難の勧告及び指示 2 避難指示等の方法 3 避難誘導 4 優先避難 5 避難の解除
-------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
市長（本部長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難勧告及び指示に関すること 2 避難勧告及び指示の解除に関すること
避難部 消防部（消防団）	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難誘導に関すること
総括部総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 府等への避難勧告及び指示に係る報告に関すること
総務部広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難に関する広報

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 避難の勧告及び指示

危険区域の住民に対する避難のための立ち退きの勧告又は指示は、原則として次の基準及び内容により市長が行うものとするが、時間的余裕があるときは消防部及び警察官等の協力を得て調査し実施する。

【避難準備情報】

区 分	基 準 及 び 内 容 等
条 件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を実施することが予想される場合
趣 旨	危険予想地域の住民に事態の周知を図り、避難のための準備を勧告する
伝達内容	勧告者、危険予想地域、避難準備勧告すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法
伝達方法	広報車による伝達、自治会等の応援による伝達、戸別訪問による伝達、広範囲にわたる場合等必要に応じて報道機関等に要請する

【避難勧告】

条 件	当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合
伝達内容	勧告者、勧告すべき事由、避難先、避難所に至る経路、その他必要事項
伝達方法	避難準備勧告の伝達方法によるが、必要に応じ個別に口頭伝達を行う 避難が広範囲にわたる場合等必要に応じて報道機関等に要請する

【避難指示】

条 件	状況がさらに悪化し避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合
伝達内容	指示者、勧告すべき事由、避難先、避難所に至る経路、その他必要事項
伝達方法	避難勧告の伝達方法に加えて、警察官の協力を要請し避難を拒否するものに避難をすすめる

【勧告又は指示の発令】

実施責任者	勧告・指示の内容	根拠法規
市長	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを勧告・指示する	災害対策基本法第60条
知事	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代って行う	災害対策基本法第60条
知事又はその命を受けた職員	洪水又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
警察官	市長による避難の指示ができないと認められるとき又は市長から要請があったときは、避難のための立ち退きを指示する	災害対策基本法第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り避難等の措置を講ずる	自衛隊法第94条
水防管理者	洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する	水防法第29条

2 避難指示等の方法

(1) 指示等の流れ

避難の勧告又は指示を適正に発令するため、収集した情報を総合的に把握・確認する緊急対策会議を開催する。また、避難の勧告又は指示を発令した場合は、速やかに府に報告する。

(2) 避難準備指示

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、避難準備の指示を行う。

(3) 避難勧告又は指示

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、住民の生命、身体、財産を保護するために、避難の勧告又は指示を行い危険区域の住民を安全な地域に避難させる。

資料：様式 - 13 「避難準備指示及び避難勧告等様式」

3 避難誘導

(1) 総括部広報班は、避難準備情報・勧告・指示にあたっては、避難の勧告等が出された地域

名、避難先、避難理由等を明示し、広報車などにより周知する。

(2) 避難部は、避難者の誘導に際しては、警察官等の協力を得て、被災の大きい地域及び避難所より遠隔な地域から誘導を始め、自治会、町内会等を単位として市職員を配備し、誘導補助員として赤十字奉仕団（分団）、自治会、町内会等の協力により避難者の誘導にあたる。

(3) 大規模の移送方法

避難部は、被災地が広域にわたり、避難者を他の地域に大規模移送する必要があるときは、総括部総括班を通し府に応援を要請する。

この場合、事態が急迫し知事に要請するいとまがないときは、隣接市町又は警察署、関係機関と連絡をとり実施する。

(4) 携行品の制限

避難誘導者は避難立ち退きにあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な立ち退きについて誘導する。

4 優先避難

避難させるときは、老人、傷病者、障害者、子供、妊産婦等を優先的に避難させる。

5 避難の解除

災害に伴う危険が解消し、避難の必要がなくなったときは、直ちに広報車、自治会等の応援による伝達、又は報道機関等の協力を得て、避難者に十分な周知を行うとともに、知事に速やかにその旨を報告する。

第2 警戒区域の設定

《基本的な考え方》

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

《対策の体系》

警戒区域の設定	1 設定者 2 実施方法 3 警戒区域の解除
---------	------------------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
市長（本部長）	1 警戒区域の設定及び解除の決定に関すること
総括部総括班 消防部	1 警戒区域の設定及び解除に関すること

《対策の展開》

1 設定者

実施責任者	内 容	根拠法規
市 長	住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する	災害対策基本法 第 63 条
知 事	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する	災害対策基本法 第 73 条
警 察 官	市長が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する	災害対策基本法 第 63 条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する	災害対策基本法 第 63 条
消防吏員又は 消防団員 警察官(現場に消防 吏員がいないとき)	火災警戒区域又は消防警戒区域を設定する	消防法第 23 条の 2、第 28 条
水 防 団 長 水 防 団 員 消防機関に属 する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する	水防法第 21 条

2 実施方法

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特別に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。

なお、府への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- (1) 本部長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に対して当該区域への立ち入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し本部長が発令するいとまのないときは、消防部長、工作部長、その他の関係部長が実施するものとする。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。
- (2) 警察官は、前記の職員が現場にいないとき、又これらの者から要求があったときは、この職権を代行することができる。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。
- (3) 警戒区域の設定に必要な措置は、総括部総括班、消防部その他関係部が連携し、警察

署等の防災関係機関の協力を得て実施する。

3 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告・指示の伝達と同様にして速やかに警戒区域を解除し、その旨を周知する。

第3 避難所の開設・運営

《基本的な考え方》

災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者で、避難を要する者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。

《対策の体系》

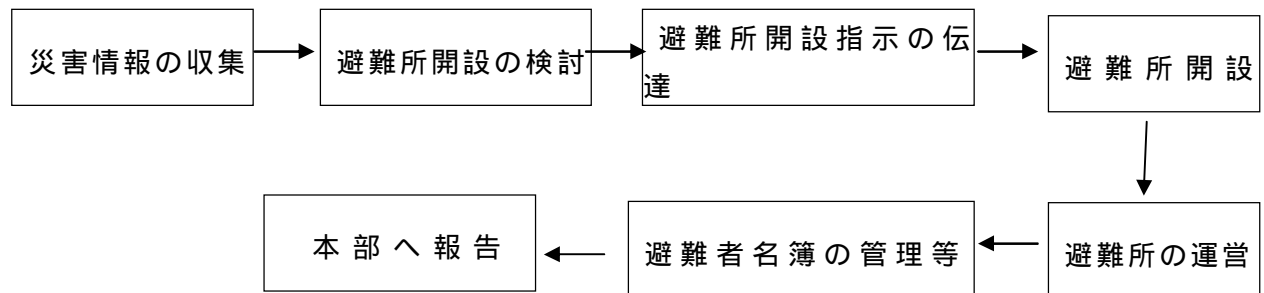
避難所の開設・運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設 2 避難所の運営 3 避難所の閉鎖等 4 災害救助法の実施基準
-----------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
避難部避難総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設の総合調整に関する事 2 臨時避難所の指定に関する事
避難部各班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設・管理に関する事 2 避難所の閉鎖に関する事 3 避難所運営への避難者の協力依頼に関する事 4 避難所でのプライバシーの保護に関する事 5 避難所での広報に関する事
災害援護部援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所生活が困難な高齢者、障害者等の他施設への搬送に関する事 2 要援護者への配慮に関する事
市民部救援物資班 環境部業務班 工作部下水対策班・ 土木総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害援護部の応援に関する事
医療救護部医療・ 衛生・救助班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所への救護班の派遣に関する事 2 避難所でのメンタルケアに関する事
廃棄物対策部廃棄物対策総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設トイレ（簡易トイレ含む）の設置に関する事
住宅対策部住宅総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の要援護者等の応急仮設住宅、公的住宅等への優先入居の措置に関する事
住宅対策部住宅相談班	<ol style="list-style-type: none"> 1 開設した避難所の応急危険度判定調査に関する事

各施設管理者	1 避難所の開設に関すること 2 避難所運営への協力に関すること 3 避難所の閉鎖に関すること
--------	---

《 応急対策の流れ 》



《 対策の展開 》

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、指定する避難所の全て又は一部を開設することとし、避難部避難総務班長は避難部各班に開設を指示する。

ただし、現に避難者が避難所に収容を求めてきたときは、避難所の施設管理者等は避難者を収容するとともに、速やかに所属避難班長に連絡する。

資料：予防 - 14 避難場所一覧表

資料：予防 - 15 災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書(対大阪市)

資料：様式 - 4 「避難所一覧集計用紙」

資料：様式 - 4 - 2 「避難所直後情報に基づく応急対策の検討」

資料：様式 - 4 - 3 「直後情報に基づく応急対策

(緊急性の高いもの) <集計表>」

資料：様式 - 8 「避難の報告用紙(開設・定時・閉鎖)」

(2) 避難収容の対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

(イ) 現に被害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難勧告・指示が発せられたとき

(イ) 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要であるとき

ウ その他避難が必要と認められるとき

(3) 避難所の開設方法

ア 勤務時間内の避難所開設

(ア) 避難部各班長は、避難所となる施設管理者に対して開設を指示する。

(イ) 避難者が収容を求めてきた場合は、本部からの指示がなくとも施設管理者が開設し、所属避難班長にその旨を報告する。

イ 勤務時間外の避難所開設

施設の宿日直者又は警備担当者が施設管理者の指示により開設する。施設の日直者等が不在の場合は、避難所派遣職員が開設する。

ウ 避難部避難総務班は、避難所の開設情報を取りまとめ、総括部情報班に報告する。

エ 避難所の開所にあたり、施設管理者又は避難所派遣職員等は、施設の安全確認を行う。

オ 住宅対策部住宅相談班は、他の被災建物の応急危険度判定調査に優先させて避難所の危険度判定を行う。判定結果により避難所として開設することが危険な場合は避難総務班に連絡する。

(4) 臨時の避難所

指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合には、避難部避難総務班長は、避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得た上で、臨時の避難所として指定する。

2 避難所の運営

(1) 運営

避難所の運営は、初期段階では避難所派遣職員等が中心となって行うが、清掃、衛生管理、雑用水の利用、電話呼出し等について、避難者による自主的な運営を促す。

(2) 避難者の把握

ア 避難部各班は、避難者を把握し、避難所運営を円滑に行うため、プライバシーの保護に留意して、避難者名簿を作成する。

イ 把握した避難者数を定時に避難総務班に報告する。

ウ 避難総務班は、災害援護部援護班に避難所ごとの避難者数を定時に連絡する。

資料：様式 - 9 「避難者名簿」

資料：様式 - 9 - 2 「避難者調べ」

(3) 仮設トイレ（簡易トイレ含む）対策

ア 仮設トイレ設置の基準

廃棄物対策部廃棄物対策総務班は、避難者や施設の被害状況から、必要に応じて次の基準をめやすに仮設トイレを設置する。

【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ種別	必要とする住民あたりの必要数
組立型	1基/500人(大阪府が準備する基準)
ボックス型	1基/100人

イ 仮設トイレの管理

- (ア) 廃棄物対策部廃棄物対策総務班は、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。
- (イ) 避難者等が自主的に、日常の清掃等の管理を行う。

(4) 要援護者等への配慮

災害援護部援護班は、要援護者に対し次の事項に配慮する。

- ア 高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品等の支給等に配慮する。
- イ 事前に把握している寝たきり等で避難所での生活が困難な者については、本人の意思を確認したうえで福祉施設に収容する。
- ウ 介護が必要で、避難所での集団生活を行うことが困難な高齢者、障害者等についても、本人の意思を確認したうえで後方の病院等適切な施設への搬送措置をとる。
- エ 要援護者等の病状等により、必要に応じ後方の病院等適切な施設への搬送措置をとる。
- オ 避難所における要援護者の生活の安定を確保するため、介護等の必要な措置をとる。

資料：予防 - 14 避難場所一覧表 (2)二次的避難所

(5) 避難所における情報提供

避難部各班は、避難所において次のとおり情報提供を行う。

- ア 避難所において各種運営情報を口頭・ビラ・掲示板・アナウンス等で伝える。
- イ 水、食料、日用品、医療品等の支給等について広報する。
- ウ 被害状況や安否情報等について広報する。
- エ 災害対策本部の窓口として、指示に基づき各種災害対策や支援情報を提供する。

(6) 一般ボランティアの要請

- ア 一般ボランティアの受入れは、「第4章第5節 災害ボランティアの受入れ」に定める災害救援ボランティアセンターが行う。
- イ 一般ボランティアが必要な場合は、必要人員、業務内容、業務場所、必要資機材等を災害支援ボランティアセンターに要請する。
- ウ 避難部各班は、ボランティア活動に必要な情報を提供する。

(7) 避難所の環境保護の方針

ア 医療救護部医療・衛生・救助班は、豊中市医師会、豊中保健所等と連携し、避難所への救護班の派遣（常駐、巡回）を行う。

また、避難生活が長期化した場合、メンタルケアの専門チームの派遣を行う。

イ 住宅対策部住宅総務班は、高齢者、身体障害者、乳幼児、妊産婦等、要援護者に対しては、避難生活が長期化すると予想される場合、応急仮設住宅や公的住宅、その他施設への優先入居等の措置を講ずる。

ウ 避難部各班は、避難所におけるプライバシーの保護に努める。

(8) 愛玩動物の収容対策

ア 大阪府と連携し、相談・保護等について獣医師会及び動物愛護団体に要請する。

イ 避難所での愛玩動物の飼育については、避難者が相互に話し合い運営することとする。

ウ 愛玩動物の所有者は、飼育困難等の事情により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

3 避難所の閉鎖等

(1) 避難所は、応急対策や復旧状況等を勘案し、適宜閉鎖する。

(2) 避難所を退去する場合、避難者が自宅等から持参したもの、及び市が避難者に支給したものの（貸与品は除く）は避難者が各自持ち帰る。

(3) 避難所を閉鎖した場合、避難部避難総務班は、本部へ報告する。

4 災害救助法の実施基準

災害救助法による「避難所の設置」の実施基準は次表のとおりである。

【避難所の設置】

項目	基準等
対象	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者であって避難を必要とする者
費用の 限度額	(基本額) 避難所設置費 100人1日当たり 31,000円 (加算額) 冬季(10月~3月)について別に定める額を加算する。
期間	災害発生の日から7日以内(但し厚生大臣の承認により期間延長あり)

第4節 交通輸送

第1 道路の応急復旧等

《基本的な考え方》

地震等により、道路施設に被害が発生したとき、道路管理者は交通の安全と施設保全及び被災地における交通確保のため、迅速に応急措置を講ずる。

《対策の体系》

道路の応急復旧等	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急交通路等の道路啓開 2 道路啓開作業等の実施手順 3 道路上等の災害廃棄物の処理
----------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
各道路管理者	1 道路復旧、啓開に関する事
工作部土木対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市管理道路等の応急復旧に関する事 2 緊急交通路・交通規制情報の収集に関する事 3 災害廃棄物の収集・処理に関する事
工作部土木総務班	1 道路復旧、啓開に係る資機材等の調達に関する事
総括部広報班	1 緊急交通路・交通規制情報の広報に関する事
廃棄物対策部廃棄物対策総務班	1 災害廃棄物の収集・処理計画に関する事
廃棄物対策部業務班	1 災害廃棄物の収集・処理に関する事

《対策の展開》

1 緊急交通路等の道路啓開

災害時において、道路交通及び市民の日常生活を阻害する土砂、流木などの物件の除去については、市及び道路、河川管理者等が豊中建設業協会等の協力を得て実施する。

ア 作業時における障害物除去の対象はおおむね次のとおりとし、関係者と連絡のうえ行う。

(ア) 市民の生命・財産等の保護のため除去を必要とする場合

(イ) 河川はん濫、護岸決壊等の防止その他、水防活動の実施のため除去を必要とする場合

(ウ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

(エ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 災害救助法による住家の障害物の除去対象となるのは次のとおりである。

- (ア) 当面の日常生活が営みえない状態にあるもの
- (イ) 居間、炊事場等日常生活に支障をきたす状態にあるもの
- (ウ) 住家が半壊又は床上浸水したもの
- (エ) 自らの資力でもって、障害物の除去ができないもの
- (オ) 原則として、災害により直接被害を受けたもの

2 道路啓開作業等の実施手順

(1) 啓開・復旧等の作業の指示

市の管理する道路については工作部土木対策班が、啓開・復旧等の作業範囲を決定した上で、豊中建設業協会等の協力を得て実施する。なお、市の管理外の道路にあっても、本部が必要と認めた場合は、啓開作業を実施する。

(2) 道路啓開作業用資機材等の調達

工作部土木総務班は、資機材等を保有する豊中建設業協会等に要請する。それでも、なお不足する場合は、総括部総括班を通じ、府あるいは他市町村へ応援を要請する。

3 道路上等の災害廃棄物の処理

災害発生直後においては、道路上の障害物と混在して家屋の倒壊・焼失等から生じる災害廃棄物（家具、廃材等）が搬出・集積されることが予想され、緊急通行車両の通行及び応急活動への障害を排除する範囲で、工作部土木対策班と廃棄物対策部廃棄物対策業務班とが協力して収集・処理する。（第4章第8節第3 災害廃棄物の処理 参照）

また、処理する災害廃棄物の内容等によっては、必要に応じて警察官等に立会いを要請するとともに、写真撮影等を行い、事後の対応策を講じる。

第2 鉄軌道施設の応急復旧

《基本的な考え方》

鉄軌道施設の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持回復に努めるものとする。

《対策の体系》

鉄軌道施設の応急復旧	1 災害時の活動体制 2 情報連絡体制 3 鉄軌道施設の応急復旧
------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
阪急電鉄株式会社 北大阪急行電鉄株式会社 大阪高速鉄道株式会社	1 災害時の活動体制の確立に関する事 2 被害情報の収集及び連絡に関する事 3 災害の復旧及び輸送の確保に関する事

《対策の展開》

1 災害時の活動体制

鉄軌道施設の管理者は、災害が発生した場合には、被害を最小限度にとどめ、速やかな応急復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等の活動体制を確立し、輸送の確保に努める。

2 情報連絡体制

運行状況、復旧状況、今後の見通しなどを市災害対策本部総括部情報班等関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

3 鉄軌道施設の応急復旧

(1) 線路、保安施設、通信施設など、列車等の運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

(2) 被災状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

第3 緊急輸送のための交通確保

《基本的な考え方》

救助・救急・消火・医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

警察、道路管理者は相互に連携して、災害が発生した場合、又はまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

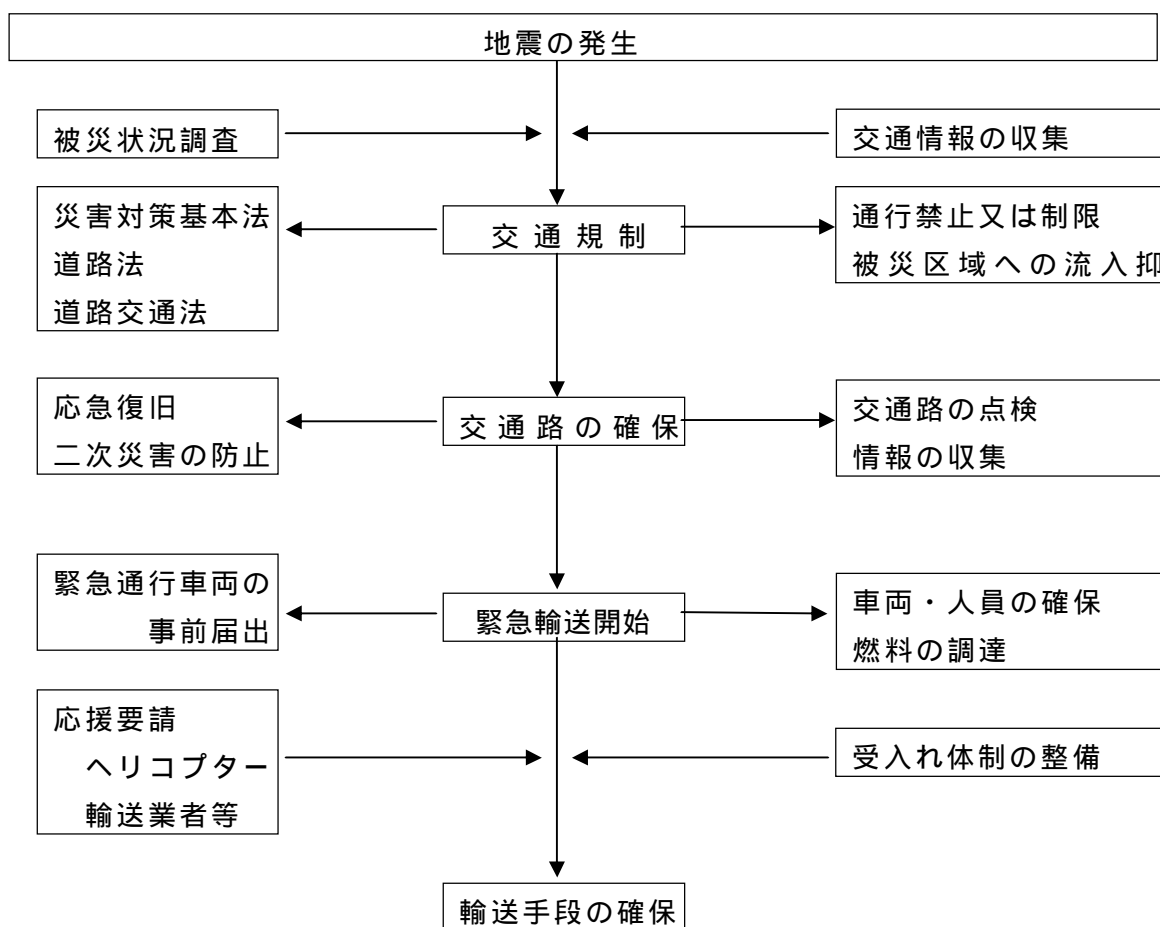
《対策の体系》

緊急輸送のための交通確保	1 道路交通網の確保 2 緊急輸送体制の確立 3 交通規制の実施
--------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
工作部土木総務班	1 交通路の確保に関する情報交換及び協力体制の確立に関すること
工作部土木対策班	1 交通規制の実施に関すること 2 交通路の選定に関すること 3 交通路の確保に関すること 4 道路交通の確保に関すること
動員物資補給部総務班	1 人員・輸送車両の確保・運用に関すること 2 輸送需要の把握に関すること 3 緊急通行車両の申出に関すること
災害援護部援護班	1 食料及び物資の輸送に関すること
消防部	1 消防用緊急通行車両の通行確保に関すること（現場に警察官がいない場合）

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 道路交通網の確保

(1) 道路交通網の確保

道路の応急復旧等による交通路の確保を行うとともに、工作部土木総務班は、大阪府公安委員会や警察等と密接に連絡・調整を図りつつ、一般車両に対する自粛等を含めた交通規制を実施する。

(2) 交通路の確保

工作部土木対策班は、道路等の被害状況等を踏まえ、国・府等の道路管理者や警察と協議し、輸送ルートを選定するとともに、障害物の除去等による応急復旧を進め、安全な交通路を確保する。

2 緊急輸送体制の確立

(1) 人員・輸送用車両等の確保・運用

動員物資補給部総務班は、災害初動期において緊急に必要となる物資等の輸送需要に対応する必要な人員、輸送用車両及び燃料を確保する。また、被害が甚大で、職員や市有車両等に対応できない場合は、関係機関、大阪府トラック協同組合豊中市運輸事業部

会及び民間事業者に協力を要請する。

ア 必要人員を見積り、職員を中心とする要員を確保するとともに、人員が不足する場合は関係機関等に協力を要請する。

イ 必要車両を見積り、市有車両を確保するとともに、運送会社等の民間事業者に応援を要請し、車両を調達する。

ウ 輸送用車両の効率的運用を図るため、動員物資補給部が一元的な管理を行う。

エ 水上輸送が効果的である場合は、必要に応じて府に要請する。

資料：予防 - 1 1 災害発生時の物資等の緊急輸送に関する協定書

(大阪府トラック協同組合豊中市運輸事業部会)

資料：予防 - 2 1 市有車両等一覧

(2) 緊急輸送の実施

災害援護部援護班は、人員や車両等の確保状況を踏まえて救援物資等の輸送を実施する。

ア 救援物資等を食料・日用雑貨、衣料等に分類して保管し、配分を行うための物資輸送方針を決定する。

イ 道路事情等によりバイク・自転車等を活用した輸送を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

工作部土木対策班は、交通路の確保や迂回ルートを選定にあたり、各道路管理者や警察との情報交換、周辺市町を含む広域圏との協力体制を確立する。

ア 道路管理者相互で交通情報等を交換する。

イ 警察との間で交通事故・渋滞発生情報等を交換する。

ウ 道路復旧工事と輸送等救援活動との連絡調整を行う。

エ 交通情報や自家用車の自粛情報等についての広報を報道機関に依頼する。

3 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施

ア 交通規制は、道路の啓開・復旧活動と十分に調整を図りながら行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡をとり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い混乱を防止する。

イ 交通規制を行うときは、その内容を立て看板、報道機関等を利用し広報する。

ただし、緊急のため既定の標識を立てることが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに警察官等が現場において指導にあたる。

ウ 災害対策基本法に基づき交通規制が実施された場合、現場に警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、それぞれの運転する緊急通行車両の通行を確保するため、必要な措置をとることができる。

(2) 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における措置等は、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

【交通規制の実施者】

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項7、 第4項

【通行禁止区域における措置命令実施責任者】

実施責任者	範 囲	根 拠 法
警察官	1 通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる 2 措置命令に従わないときまたは相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を移動する等、必要な措置を講ずることができる	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らが行うことができる	

(3) 道路交通の確保対策

工作部土木対策班は、次のとおり道路交通の確保対策を行う。

ア 道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現状を把握し現地においてパトロールを強化する。

イ 災害箇所については、工作部土木対策班において優先順位の高いものから、応急復旧措置を行うものとする。

ウ 近畿地方整備局大阪国道事務所高槻維持出張所、府土木事務所、警察署、工作部土木総務班・土木対策班は、災害時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報を収集・交換する。

(4) 交通規制情報の周知

ア、総括部広報班は、交通規制状況等（緊急交通路・交通規制対象路線の情報）を十分に市民に周知徹底させるため、報道機関に依頼し広報を行う。

イ、工作部土木総務班・土木対策班は、交通規制状況等を十分に市民に周知徹底させるため主要地点での掲示等を行う。

第5節 地震水防応急対策

《基本的な考え方》

地震発生後、河川・ため池等の決壊等による被害が予想される場合は、効果的な監視や応急措置体制を確立し、迅速かつ的確な軽減措置を講ずる。

《対策の体系》

地震水防応急対策	1 河川・ため池等の監視 2 水門・樋門等の操作 3 応急措置 4 資機材の調達
----------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
工作部下水対策班	1 河川・ため池等の被害情報及び重要水防箇所の調査・監視に すること 2 水門・樋門等の開閉に関する こと 3 資機材の調達に関する こと 4 水防応急措置に関する こと
工作部工作総務班	1 危険警戒区域の設定に係る情報収集に関する こと

《対策の展開》

1 河川・ため池等の監視

地震が発生した場合は、工作部下水対策班は、市域内の河川、ため池等を巡視し、被害の状況及び重要水防箇所を調査・監視する。

2 水門・樋門等の操作

工作部下水対策班は、水門、樋門等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

3 応急措置

工作部工作総務班・下水対策班は、次のとおり応急措置を実施する。

ア 地震により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、速やかに河川管理者に連絡するとともに、当該管理者と連携し水防工法等により応急措置を講ずる。

イ 余震等による二次災害が予想される危険箇所については、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずる。

4 資機材の調達

工作部下水対策班は、資機材倉庫の資機材を優先的に活用し、なお不足する場合には、動員物資補給部物資等調達班を通じ調達を行う。

また、必要に応じて府池田土木事務所が保有する、府の資機材についても調達を行い活用する。

第6節 二次災害の防止

《基本的な考え方》

震災後の余震、又は大雨による浸水、がけ崩れ及び建築物の倒壊など二次災害を防止するため、施設の被害調査の実施やその結果を踏まえ、関係機関と協力して必要な措置を講ずる。

《対策の体系》

二次災害の防止	<ol style="list-style-type: none"> 1 二次災害情報の収集・伝達 2 被災建築物等応急危険度判定調査の実施 3 建築物・土木構造物等の応急対策 4 危険物等の応急対策
---------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
総括部総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 二次災害防止に係る関係機関との連絡調整に関する事 2 豊中市応急危険度判定実施本部との連絡調整に関する事 3 府、他市町村等への応援要請に関する事
住宅対策部住宅相談班	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊中市応急危険度判定実施本部の設置及び府の派遣要請に関する事 2 応急危険度判定作業の実施に関する事 3 建築物の立入禁止等に関する事 4 宅地等の被害調査、土砂崩れ等の危険箇所の点検に関する事
工作部下水対策班 ・土木対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 土砂崩れ等の危険箇所の点検に関する事
工作部土木対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木構造物等の応急措置に関する事
各部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設の応急措置に関する事
総括部広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急危険度判定の広報に関する事
総括部情報班 消防部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害危険箇所情報等の収集に関する事 2 危険物施設の被害情報の収集等に関する事

《対策の展開》

1 二次災害情報の収集・伝達

被災家屋の応急危険度判定調査や土砂崩れ等の危険箇所調査等については、専門家による調査体制を早期に確立し、必要な情報の収集・伝達を行う。

また、警察や道路・河川管理者あるいは電力・ガス等の関係事業者と密接な連携により二次災害情報の収集・伝達を行う。

(1) 関係機関との連携

- ア 総括部総括班は、二次災害の防止対策について、関係機関と連携を図る。
- イ 土砂崩れや堤防損壊等の防止対策について、道路管理者や河川管理者との連携を図る。
- ウ 電気・ガス等に関する二次災害防止対策について、関係事業者と連携を図る。

(2) 情報収集

- ア 消防部は、災害危険箇所等を中心とした緊急パトロール等により現場情報を収集する。
- イ 災害危険箇所等についての情報は、市民や消防団等からも収集する。

2 被災建築物等応急危険度判定調査の実施

(1) 応急危険度判定士の派遣要請

- ア 住宅対策部住宅相談班は、地震発生後の概括的被害情報等に基づき、被災建築物の応急危険度判定実施の必要性の検討を行う。
- イ 被災建築物応急危険度判定の実施において、応急危険度判定士の応援が必要と判断されたときは、住宅対策部住宅相談班が府に対し応急危険度判定士の派遣要請を行う。
- ウ 応急危険度判定士の派遣要請をおこなった内容について総括部総括班に連絡する。

(2) 応急危険度判定の実施

被災規模等により、あらかじめ作成された区域割及び班編成に従い、応急危険度判定を実施する。また、調査に必要な物品等については、数量等を取りまとめ動員物資補給部物資等調達班に調達を要請する。

(3) 応急危険度判定作業の広報

住宅対策部住宅相談班は、応急危険度判定の実施に関わる内容、注意事項を整理し、市民に理解を得るための広報活動を総括部広報班に依頼し実施する。応急危険度判定士は、必要に応じて応急危険度判定の趣旨を現地において説明する。

3 建築物・土木構造物等の応急対策

(1) 建築物

住宅対策部住宅相談班は、被災建築物等応急危険度判定結果により必要に応じ応急措置を指導するとともに、二次災害を防止するため倒壊等の危険性のある建物等の指導を行う。

(2) 公共施設

各部は、市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検、調査を迅速に行い、応急措置を実施する。

ア 応急措置が可能なもの

- (ア) 危険箇所があれば緊急に保安措置を行う。
- (イ) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を行う。
- (ウ) 電気、ガス、通信等の応急措置及び補修が必要な場合には、関係機関と連絡をとり、応援を求め実施する。

イ 応急措置の不可能なもの

被害の防止措置を重点に実施する。

(3) 宅地等の調査

住宅対策部住宅相談班は、被害状況の早期把握に努め、危険箇所に対する調査を速やかに行い、二次災害の防止に努める。

資料：予防 - 4 急傾斜地崩壊危険箇所図

(4) 土砂崩れ等の調査

工作部下水対策班・土木対策班及び住宅対策部住宅相談班は、被害状況の早期把握に努め、土砂崩れ等の危険箇所に対する調査を速やかに行い、二次災害の防止に努める。

また、災害の状況に応じ、NPO法人大阪府砂防ボランティアとの連携により斜面判定土制度を活用して、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

資料：予防 - 4 急傾斜地崩壊危険箇所図

(5) 土木構造物

工作部土木対策班は、土木構造物が著しい被害を受けて、二次災害が生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4 危険物等の応急対策

(1) 施設管理者による危険物等の点検、通報

危険物施設等の管理者は、地震災害時ただちに危険物施設等の点検を行い、異常があるときには速やかに市及び関係機関に通報・連絡する。

(2) 避難及び立ち入り制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに各種防災設備を活用した初期防除を実施し、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

(3) 施設の点検、応急措置

消防機関は、爆発などの二次災害防止のため、必要に応じて危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等の取扱施設への立入検査など、適切な措置を講ずる。

(4) 応援の要請

総括部総括班は、災害の規模状況を判断し、必要に応じ相互応援協定等により知事又は近隣市町長に対し応援を要請する。

第7節 災害救助法の適用

《基本的な考え方》

市長は、被害が「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合で、同法第23条に定める救助を必要とする場合は、直ちに知事にその旨を報告し、同法に基づく救助の実施を要請する。

《対策の体系》

災害救助法の適用	1 実施責任者 2 災害救助法の適用基準 3 適用手続 4 救助の内容 5 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
----------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
知事	1 災害救助法に基づく応急救助活動の実施に関する事
市長（本部長）	1 知事から委任された救助事項の実施に関する事 2 知事が行う救助の補助に関する事 3 災害救助法適用基準に関わる被害状況の知事への報告に関する事
総括部総括班	1 災害救助法の申請手続に関する事

《対策の展開》

1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施し、市長は知事が行う救助を補助するものとする。知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項について市長が実施責任者となって応急活動を実施する。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は、災害による市域の被害が次の1つに該当する場合において、知事が当該市町村を指定して行う。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等により住家を失った世帯（以下「被害世帯」という）の数が市町村の人口に応じ、定める数（注1ア）以上に達したとき。
- (2) 府内の被害世帯数が2,500以上に達する場合において、市町村の被害世帯の数が(1)

に規定する数には達しないが、市町村の人口に応じ、定める数（注 1 イ）以上に達するとき。

注 1：定める数（災害救助法別表抜粋）

ア 人口が 300,000 人以上の市町村では、住家が滅失した世帯の数が 150 世帯以上の場合…… (1)適用

イ 人口が 300,000 人以上の市町村では、住家が滅失した世帯の数が 75 世帯以上の場合…… (2)適用

備考

- ・ 人口は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口とする。ただし、合併等があった場合の人口は、府知事の告示による人口による。
- ・ 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊又は半焼する等著しく破損した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失した 1 の世帯とみなす。

(3) 府内の被害世帯の数が 12,000 以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生省令で定める特別の事情がある場合であって多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生省令で定める基準に該当するとき。

（備考）滅失世帯の算定基準

全壊（焼）、流失世帯は 1 世帯とする。

半壊（焼）、著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって 1 世帯とする。

床上浸水、土砂の堆積等で一時的居住困難世帯は 3 世帯をもって 1 世帯とする。

3 適用手続

(1) 市長は、災害が前項の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は直ちにその状況を知事に報告するとともに、法適用について協議する。

(2) 災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

連絡先：府総務部危機管理室 消防救助課 救助・通信グループ

電話 (6944)6021 直通 府無線 8-200-4875,4869

8 は豊中市の発信者番号

4 救助の内容

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において府知事があたることになっているが、知事がその職権の一部を委任した救助の実施については市長が行う。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができないときは、市長が自ら救助に着手する。

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料：地震応急 - 17「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に示す。

ただし、これにより救助の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度・方法及び期間を定めることができる。